

西周代伯仲叔季孟考

谷 秀 樹

はじめに

西周代の親族称谓「伯仲叔季孟」に関する従来の研究は、端的に言っていまだ個別研究者の私見レベルに留まっている感があり、その全体像について共通認識を得るところか、親族称谓の基本形の初歩的な解釈にすら定見を見出すことが出来ていないのが現状である¹⁾。しかし、当該称谓は殷末に至るまで基本的に見出されず²⁾、一方で春秋戦国期以降に入ると漸次衰滅していく〈或いは意味を変えていく〉という点で、“西周代特有の社会現象”であったものと考えられるのであり、その体系を解明することは、西周社会の実像を再構成していく上で、欠くべからざる基礎的作業の1つであると考ええる。

本稿では、上述の問題意識をふまえ、まず初めに当該呼称の諸類型について概述し、ついでその称谓の起源と西周代における展開過程について考察を進めた上で、当該称谓と周王朝支配体制との有機的相互関係について説き及んでいくことにしたい。なお、紀年が記された金文の断代に関しては吉本道雅 2004, 2005 で提示された断代案等に基本的に依拠することにし、紀事金文以外の金文の断代については、林巳奈夫『研究』や呉鎮烽『集成』等の断代案を参考とすることにする³⁾。

第一章 「伯仲叔季孟」称谓の諸類型

初めに、西周代における個人称谓と族集団称谓の基本形式について定義しておきたい。個人称谓のうち男性称谓の基本形は、(A) [= 族名 〈又は国名〉], (B) [= 伯仲叔季孟称谓], (C) [= 称某 // I], (D) [= 「父」等], (E) [= 称某 // II] とした場合、[(A) + (B) + (C) + (D) + (E)] の定式で表される。例えば、「曾仲大父𩇑」〔曾仲大父𩇑簋銘（後期 [4203—4204]）〕を例として挙げると、[(A: 曾) + (B: 仲) + (C: 大) + (D: 父) + (E: 𩇑)] というように5要素に分解出来ることになる。これに対し、女性称谓の基本形は、(F) [= 姓称], (G) [= 「母」等] とした場合、[(A) + (B) + (F) + (C) + (G)] の定式で示され、例えば「許叔姬可母」〔蔡大師鼎銘（春秋後期 [2738]）〕の場合 [(A: 許) + (B: 叔) + (F: 姬) + (C: 可) + (G: 母)] の5要素に分解し得ることになる。男性称谓の (E) が女性称谓に無い点、女性称谓の (F) が男性称谓に無い点を除けば、男女称谓の基本形は [(A) + (B) + (C) + 〈(D) 又は (G)〉] という4要素の面で一致することが了解されるであろう。逆の見方をするならば、(E) 及び (F) こそが男女称谓それぞれの独自の要素であるということが言える。また、(C) 及び (E) は称谓の全体構造の中でも特に当人であることを識別する上で核となる固有名詞に相当する部分であったものと考えられよう。

但し、実際の称谓形式は多岐にわたるのが一般的である。例えば、【表 I】に呈示しているのは、同一銘文内又は関連器銘間で別称を用いていたと見られる例であり、現実には基本形とは異なる多

【表Ⅰ】：個人称谓の省略例

NO	称谓の完成形	A	B	C	D	E	官職	器名	集成など
1	魯伯愈父○	魯	伯	愈	父			魯伯愈父鬲	春秋前期 690—695
2		魯	伯	愈					
3	敝伯車父○	敝	伯	車	父			敝伯車父鼎、 敝車父壺	後期 2697—2700、 後期 9697
4		敝		車	父				
5			伯	車	父				
6	○伯俗父○		伯	俗	父			庚季鼎	中期 2781
7				俗	父				
8	○伯大師○○○		伯				大師	師鬲鼎	中期 2830
9			伯						
10	○伯祈○○		伯	祈				伯祈簋	西周 3943
11				祈					
12	○伯家父郛		伯	家	父	郛		伯家父簋・蓋	後期 3856—3857、 後期 4156
13			伯	家	父				
14	○伯雍父○		伯	雍	父			𣪠作辛公簋、 𣪠戎卣	中期 4122、中期 5419— 5420、『近二』中期 548
15			伯						
16	○伯懋父○		伯	懋	父			小臣宅簋	前期 4201
17			伯						
18		公	伯						
19	○伯割父○		伯	割	父			小臣傳簋	前期 4206
20			伯						
21	○伯辟父○		伯	辟	父			縣妃簋	中期 4269
22			伯						
23	○伯𠂔○○		伯	𠂔				伯𠂔盃	中期 9427
24				𠂔					
25	○○休父○			休	父			伯麇父卣	前期 5390
26					父				
27	○伯麇父○		伯	麇	父			伯麇父卣、 伯麇爵	前期 5390 前期 8299
28			伯	麇					
29	𣪠季子伯○○○	𣪠季	子伯					𣪠季子伯盤	後期 10173
30			子伯						
31	○伯克○○		伯	克				伯克壺	後期 9725
32				克					
33	○伯榮父○		伯	榮	父			伯榮父簋	『近二』後期 419
34			伯	榮					
35	○伯獄○○		伯	獄				獄簋・蓋	『近二』中期 436
36				獄					
37	曾仲大父𧈧	曾	仲	大	父	𧈧		曾仲大父𧈧簋	後期 4203—4204
38						𧈧			
39	曾子仲宣○○	曾	子仲	宣				曾子仲宣鼎	春秋中期 2737
40				宣					
41	復公仲若我○	復公	仲	若	我			復公仲簋蓋、 復公仲壺	春秋後期 4128、 春秋後期 9681
42					我				
43		復公	仲						
44	南申伯大宰仲𡗗父○	南申伯		𡗗	父		大宰	仲𡗗父簋	後期 4188—4189
45			仲	𡗗	父				
46	食仲走父○	食	仲	走	父			食仲走父盥	後期 4427
47				走	父				

48	○仲競父○		仲	競	父		𠄎尊	中期 6008
49				競	父			
50	○仲義父○		仲	義	父		疑尊・𠄎	中国国家博物館館刊 2012—9、成王期
51			仲氏					
52	晉仲韋父○	晉	仲	韋	父		晉仲韋父盃、 晉韋父盤	『近二』前期 832、 『近二』中期 929
53		晉		韋	父			
54	曾大司馬伯國○○	曾	伯	國		大司馬	曾大司馬伯國簋、 曾大司馬國鼎	考古 2014—7
55		曾		國		大司馬		
56	○叔夷○○		叔	夷			叔夷鐘・罍	春秋後期 272—284、 285
57				夷				
58	○叔向父禹		叔	向	父	禹	叔向父禹簋	後期 4242
59						禹		
60	鑄子叔黑匱○	鑄	子叔	黑	匱		鑄子叔黑匱簋、 叔黑匱匱	春秋前期 4561— 4562、春秋 10217
61			叔	黑	匱			
62	單叔五父○	單		五	父		單五父壺、 叔五父匱、 單叔鬲	『近二』後期 870 —871、後期 955、 後期 80—88
63			叔	五	父			
64		單	叔			(①)		

(①)「單叔」については、同窖〈陝西省宝鸡市眉縣楊家村 2003:MYJ9〉出土の他器銘〔62,63〕との擦り合わせから「單叔五父」の称谓が再構成出来るので、族集団称谓ではなく、個人称谓の省略形であると判断される。

様な呼称が用いられていたことが判る。しかし、例えば NO・10,23,28,31,34,35,56 は (B), (C) 以外を省略した例であり、同じく NO・7,25,47,49 は (C), (D) 以外、NO・11,24,32,40,57 は (C) 以外を各々省略した称谓であると考えていくならば、実はいずれの称谓例も上述した基本形のヴァリエーションに過ぎないことが判明する。無論、多くの称谓例の中には基本形と部分的に合致しない事例も見出されるのであるが⁴⁾、それらの事例は一般化できるものではない。

次に、族集団称谓の基本形式については [(A) + (B′)] の定式で表されるのが通常であり、「井伯」や「虢仲」,「毛叔」,「榮季」等がその例である。個人称谓の (B) と族集団称谓の (B′) が別系統に属する点については、「邾叔之伯□父」,「郕季之伯婦壺」,「黄季之伯遊父」,「井叔叔采」等の事例⁵⁾を参着するならば明白である。いずれの事例でも、(B′)〔邾叔, 郕季, 黄季, 井叔〕が族集団全体を示す上位概念として位置づけられているのに対し、個人称谓の (B)〔伯□父, 伯婦壺, 伯遊父, 叔采〕はいわばその「族員」に比定される下位概念であったものと考えられる。そうして、先述した [(A) + (B) + (C) + (D)] の形式の場合は、【表 I】NO・52 の例や「晋嗣徒伯盥父」〔伯盥父鼎銘 (後期 [2597])〕の例のように、一般的に「某国の某人」〈例えば、「晋国の伯盥父」〉である点が識別出来るに留まるものと考えられ、必ずしも某族〈某国〉の族員〈公族〉に限定的に同定する必然性はないであろう。但し、「伯喜父」が「晋侯喜父」に換称されている例もあり⁶⁾、諸侯の個人称谓である場合もあり得たようである。

なお、ここで注意しなければならないのは (B) の前後に (A) や (C) が付されて 3 字称谓を形成する事例である。例えば【表 I】NO・2 の事例の場合は、個人称谓の省略形であると考えるのが適当であるが、中には族集団称谓の事例に含めるべきものもあり、「虢叔旅」,「邰伯舛」,「微伯癸」,「胡仲衍」,「井伯親」,「召伯虎」等がその事例である⁷⁾。このうち前 4 者は各々「旅」,「舛」,「癸」,「胡仲」と換称されており、すなわち族集団称谓の [(A) + (B′)] に (C) もしくは (E) が付せられた事例であると考えるのが適当であると思われる。

さて、上述した 2 つの基本形式のうち、特に前者に関連する「伯仲叔季孟」称谓として、諡称の

事例がある。男性諡称の場合、例えば「憲伯」や「德叔」のように〔(H)〔=称某//Ⅲ〕+(B)〕の定式で表されるのが通例であり、(H)の前には祖考の冠称が付されるのが一般的である。冠称の称谓例は「皇考」、「文考」等にはほぼ限定されており、(H)も「釐」や「恵」、「幽」、「懿」等の称谓が選好される傾向が認められる。従って、他族の族人であるにも関わらず同一諡称であるという場合も当然起こり得たわけであるが、そうはいえども(H)にはある程度固有名詞的性格が認められる。これに対し、冠称の場合は別器で別の称谓に変更していたり⁸⁾、歴代の祖について全く同一の冠称を用いて並挙している例もあり⁹⁾、概して“形式的”称谓としての性質が顕著である。諡称の(B)が基本的に個人称谓の範疇に属する点については、姫奭母豆銘(春秋[4693])や逯盤銘[『近二』(後期[939])]等の器銘で祖先の諡称名を列举した際に「・・魯仲貳,省伯,・・」や「・・公叔,・・新室仲,・・恵仲盞父,・・零伯,・・懿仲,・・龔叔,・・」というように、各祖考で異なる(B)称谓を用いている点からも明瞭であるが、上記の「魯仲貳」や「恵仲盞父」のように生前の個人称谓を諡称として転用する場合もあり(「魯」及び「恵」は(H)称谓に該当するであろう)、同様に「毛叔」、「井叔」等の族集団称谓を諡称として用いる場合もあった¹⁰⁾。また、諡称には生諡と死諡の区別があり、生諡を死諡に転用する例としては周王のそれを挙げることができる。例えば、「武(王)」、「成王」、「穆王」、「共王」、「懿王」はいずれも生諡であった点が確認される事例であり¹¹⁾、他の王号も同様に本来生諡であった可能性が指摘できよう。但し、「號季亢公幽叔」[師夷鐘銘(後期[141])]とある事例を参着すると、生諡とは別に死諡を付す場合もあり得たものと見られる¹²⁾。一方、女性諡称については、「伯姬」や「仲姜」のように〔(B)+(F)〕の定式で表されるのが一般的であった。

また、上記した基本形式のいずれに属するのか不分明な事例もあり、例えば「伯作」、「仲作」、「叔作」、「季作」のように(B)もしくは(B′)を単称している事例がそれである。【表I】NO・9,15,17,20,22,51等のように個人称谓の省略形と見られる例がある一方で、同出の器銘から推量して族集団称谓の省略形であると判断される事例もあり¹³⁾、情報源が不足しているため判別困難であるという点で共通しているのであるが、いずれにしても(B)もしくは(B′)の省略形であることは間違いないと思われる。

以上、西周代の「伯仲叔季孟」称谓の事例について概略を述べてきたが、改めてまとめると下記の4類型に分類することが出来る。

- 〈Ⅰ〉族集団称谓・・〔定式は〔(A)+(B′)〕〕
- 〈Ⅱ〉個人称谓・・〔男性の場合、定式は〔(A)+(B)+(C)+(D)+(E)〕〕
- 〈Ⅲ〉諡称・・〔男性の場合、定式は〔(H)+(B)〕〕
- 〈Ⅳ〉不分明な事例〈Ⅰ乃至はⅡの省略形〉

ところで、西周初め以降にいわゆる「姓」称谓が出現する。「姓」は周族と他族との交渉機会が克殷以降に増大したため設定された一種の婚姻規制に由来するものであると思われるが、「姓」がファミリー・ネーム〔family name〕であるとする、その下位単位である族集団称谓はミドル・ネーム〔middle name〕として認識出来るであろう。いわゆる氏姓制度の「氏」に該当する称谓であり、例えば「號季氏」や「樊季氏」のように、実際(A)を称「氏」した事例も見出される¹⁴⁾。そうして、個人称谓は更にその下位単位であるのでファースト・ネーム〔first name〕であると理解出来る。

それでは次に章を改めて、西周代初期における当該称谓草創期の具体的状況について探索を進めていくことにしたい。

第二章 「伯仲叔季孟」称谓の起源と展開

[(A) + (B′)] の定式で表される族集団称谓が周王朝成立を機に叢生し始めたことを推定させるのが、周王朝に帰順した殷系・陝東系諸族の族称の変化である。例えば、微族や召族は殷王朝に臣属していたことが甲骨文からも知られるが、いずれも周による克殷時には殷から離反して周王朝に帰順しており¹⁵⁾、その後微族は「微伯」,「微仲」に分族化し、また召族も「召伯」,「召仲」に分族化していずれも [(A) + (B′)] の族称を導入していた点が確認される¹⁶⁾。これら諸族の事例に対し、栄族の場合は従前における殷王朝との統属関係に関しては不明確であるものの陝東出自である点が確実な例であり、召族らと同様に周初以来「栄」の1字名を族称として用いていたのであるが¹⁷⁾、漸次「栄伯」,「栄仲」,「栄季」に分族化している¹⁸⁾。また、遣族の場合は陝東出自であるか否かも不明確であるが、周初より「遣」の1字名を用いており¹⁹⁾、やがて「遣伯」,「遣仲」,「遣叔」に分族化した例である²⁰⁾。

このような分族化が周初という一定の時期に進展した理由としては、無論周族の習俗に倣ったという点が前提となっているのであろうが²¹⁾、克殷後に行われた大規模な分散遷住への対応としてなされたのではないかと推定も成り立つと思われる。周王朝発足後、周族は陝東地域各地に進出していったが、他方で殷系・陝東系諸族の関中王畿内や河南王畿内、外諸侯国への遷住も同時並行的に進められたものと考えられ²²⁾、その際に進行した族の広域分散過程に対応して分族化することが要請されたのではないかと推測されるのである。但し、族称を変化するか否かはその族自身の意向に左右されていたようであり、例えば同じく陝東出自である孟族や寔族は終始一貫して1字族称を用い続けており²³⁾、また王畿内や複数の外諸侯国に幅広く遷住したことで知られる戈族も同様であった²⁴⁾。

一方、周初において新たに族称を用い始めた〈と同時に分族化した〉と見られる陝東系諸族の例も認められる。そうして、これら諸族のうちの何割かは、従来“図象”として用いていた族徽号を族称に転用した可能性がある。例えば、旅,舌,山,遽,束,並,単等は本来図象記号であったものと考えられるが²⁵⁾、これらの族徽号を用いていたと見られる陝東系諸族が、周初以降になって順次「旅伯」・「旅仲」,「舌仲」,「山仲」,「遽仲」・「遽叔」,「束叔」,「並伯」,「単伯」を族称し、同時に分族化している²⁶⁾。但し、図象記号を族称化するか否かについても当該の族の意向に依拠していたようであって、例えば宓伯や由伯,緄伯のように(B′)を採用しつつ従来通りの図象記号を用い続けていた諸族も存在しており²⁷⁾、一般化出来る現象ではない。ただ、西周後期になって奠井氏や豊井氏が族称を図象的に銘末に付している例があり²⁸⁾、これらの事例は図象記号を族称化する諸族が前例として存在していたことの傍証となるであろう。

次に、個人称谓で用いられる(B)の起源に関しては、やはり輩行称谓に由来すると考えるのが適当であろうと思われる。例えば「莒叔之仲子平」の「仲子平」を「仲平」と換称している事例や、「曾侯仲子遊父」を「曾仲遊父」と換称している事例があり²⁹⁾、前者は[(B) + (C)]が本来[(B) + 子 + (C)]に由来することを、また後者も同様に[(B) + (C) + (D)]が本来[(B) + 子 + (C) + (D)]に分解し得たことを示している。また「宮氏伯子元」とある事例も同様であり、この場合は「宮伯元」と換称し得たものと考えられる³⁰⁾。

ところで、殷代から西周代への移行過程における金文様式の重要な変化の1つとして、銘される人名の主体が、作器対象者から作器者へと転換するという点が挙げられる。つまり、青銅器作製の

【表Ⅱ】：類型Ⅳの [[(B) 又は (B')] + 作] 称谓の事例数 (①) (②)

某作	殷	西周前期	西周中期	西周前期又は中期	西周後期	春秋前期	西周	春秋	総計
伯作		109	43	1			1	1	155
仲作		2	13						15
叔作		26	6		1	1	2		36
季作	1	2	1	1					5
孟作		1							1

(①) 断代は、『集成』の断代に従う。

(②) 「叔」字や「仲」字のうち、図象的に用いられている用例〔例：叔父乙鬲〔『呉』(前期 [2647])〕〕については、カウントから除外する。

主目的が「被祭祀者〈基本的に死者〉への祭祀」から「祭祀者〈生者〉自身の自述記録」へと変容するわけであるが、そのような変化は作器の由来を述べる件では「作某」から「某作」への移行という形で端的に表される。例えば (B') 称谓を導入しなかった戈族の場合でも、西周代以降には「戈作」の様式を取り入れている例があり³¹⁾、やはりそのような趨勢に影響されていたものと見られる。そうして、先述した類型Ⅳの「伯作」等の事例は、まさしく上述した移行期の産物であると考えられるのであり、族集団称谓か個人称谓か判別し難いという点も、称谓としていまだ未分化であったという状況を示唆するであろう³²⁾。類型Ⅳの [[(B) 又は (B')] + 作] の用例数を集成した結果が【表Ⅱ】であり、これに拠ると、「伯作」の用例が圧倒的に多く、また西周前期から中期にかけての用例〈特に前期の用例〉が圧倒的であることが判る。これに対し、「季作」、「孟作」等の用例はごく少数しか見出されない。そうすると、(B) 又は (B') 称谓はまず「伯」から創始され、「季」、「孟」等は最も遅れる形で浸透していったのではないかと推定されるのである。

続いて、類型Ⅲの普及過程については、従前より踏襲してきた十干諡称の廃絶行為を伴うものもあり、類型ⅠやⅡに比べてより漸進的に進められたものと見られる。その過程は図式化すると〔①十干諡称→②折衷型諡称→③類型Ⅲ〕という形で進行したものと考えられ³³⁾、例えば〔①父乙→②〔乙 + (B)〕又は乙公→③〔(H) + (B)〕〕という変遷を辿ったものと推定される。冠称は①から②への過渡期に付記され始めたようであり、「文父丁」とある事例はその点を証する³⁴⁾。そうして、西周中後期になると夫妻が並称される事例が見出されるようになり〈女性諡称は主に〔(H) + (F)〕が用いられるように変化する〉、夫妻同一の (H) 称谓を採用する事例も現れるようになるのである。例えば「犀伯：呉姫」や「釐伯：奠姫」、「乙伯：亮姫」、「幽仲：益姜」等は夫妻並称で (H) が異なる場合であり³⁵⁾、「奠伯：奠姫」や「遲伯：遲姫」、「幽伯：幽姜」、「恵仲：恵妣」、「聖叔：聖姜」〔「有成恵叔：有成恵姜」〕、「龔叔：龔姒」等は夫妻同一の (H) 称谓を用いている事例である³⁶⁾。

第三章 「伯仲叔季孟」称谓と王朝支配体制

族集団のうち、複数の (B') 称谓事例を有し、分族の系統樹を再構成することが出来る内・外諸侯を列挙したのが【表Ⅲ】であり、また複数の (B') 称谓事例を確認することは出来ないものの、系統樹を形成していたと想定することが可能な内・外諸侯の事例を列挙したものが【表Ⅳ】である。これによると、例えば外諸侯のうち、晋、楊、賈、梁、邰、霸、芮、唐、楷、齊、滕、邾、莒、鑄、郛、箕、萊、宋、曹、許、応、蔡、胡、江、黄、番、息、鄂、曾、鄧、楚、呉等については、分族集団を形成してい

【表Ⅲ】：分族表〔1//（系統樹の構成が確認される諸族）〕

(1) 井氏

NO	族称	器名	集成など
1	井伯	井伯觚	前期 873
2		趙曹鼎一	中期 2783
3		利鼎	中期 2804
4		師奎父鼎	中期 2813
5		裘衛鼎一	中期 2832
6		師毛父簋	中期 4196
7		救簋蓋	中期 4243
8		走簋	後期 4244
9		豆閉簋	中期 4276
10		師賁簋	中期 4283—4284
11		師虎簋	中期 4316
12		長由盃	中期 9455
13		永孟	中期 10322
14		召簋	呉：中期 5230

NO	族称	器名	集成など
15	井叔	召鼎	中期 2838
16		季魯簋	中期 3949
17		免簋	中期 4240
18		弭叔簋	後期 4253—4254
19		免觶・尊	中期 5418、6006
20		井叔觶	前期 6457
21		井叔方彝	中期 9875
22		井叔鼎	近：中期 249
23		霸伯簋	呉：中期 5220
24		奠井叔鐘	後期 21—22
25	奠井叔 (①)	奠井叔觚	後期 926
26	豊井叔	豊井叔簋	後期 3923
27	咸井叔	趙觶	中期 6516

(2) 虢氏

1	虢伯	虢伯鬲	後期 709
2		虢伯觚	後期 897
3	虢仲	虢仲鬲	後期 561—562
4		虢仲鬲	後期 708
5		公臣簋	後期 4184—4187
6		何簋	前期 4202
7		虢仲盥	後期 4435
8		子碩父鬲	近：後期 146—147
9		柞伯鼎	近二：後期 327
10	虢仲盥	虢仲盥	近二：後期 447
11		虢仲簋	近二：後期 470
12	城虢仲	城虢仲簋	後期 3551 (②)
13	奠虢仲	奠虢仲簋	後期 4024—4026
14	虢叔	虢叔旅鐘	後期 238—244
15		虢叔鬲	後期 524—525
16		虢叔鬲・ 簋蓋・尊	後期 603、4498、5914
17		癸鼎	中期 2742
18		虢叔簋	中期 3244
19		虢叔盥	後期 4389
20		虢叔簋	中期 4514—4515
21		癸壺二	中期 9726—9727
22		虢叔孟	中期 10306—10307
23		虢叔簋	呉：後期 5815

24	虢季	師叟鐘	後期 141
25		虢季子組鬲	後期 661—662
26		虢季氏子組 鬲	後期 683
27		虢季氏子組 簋	後期 3971—3973
28		虢季子組卣	後期 5376
29		虢季子伯盤	後期 10173
30		作中姬匜	中期 10192
31		虢季編鐘	近：後期 86—89
32		虢季編鐘	近：後期 90—91
33		虢季編鐘	近：後期 92—93
34		虢季鬲	近：後期 136—143
35		虢季鼎	近：後期 328—334
36		虢季簋	近：後期 439—444
37		虢季盥	近：後期 439—496
38		虢季簋	近：後期 512
39		虢季豆	近：後期 541—542
40		虢季壺	近：後期 958—959
41		虢季盤	近：後期 1002
42		虢季鼎	呉：春秋前期 2153
43		虢季氏子組 鬲	呉：後期 2888

(3) 毛氏

1	毛伯	酈簋	後期 4296—4297
2		班簋	中期 4341
3		毛伯戈	近：前期 1113
4		酈簋	呉：中期 5295

5	毛叔	師湯父鼎	中期 2780
6		此鼎	後期 2821—2823
7		毛叔盤	春秋前期 10145

(4) 畢氏

1	畢仲	段簋	中期 4208
---	----	----	---------

2	畢叔	七年師兌簋	吳：後期 5302
---	----	-------	-----------

(5) 濂氏

1	濂仲	令鼎	前期 2803
2	濂叔	裕簋	近二：中期 433

3	濂季	濂季作鬲	前期 495
4		太史解	前期 10629

(6) 南氏

1	南伯	裘衛盃	中期 4256
2	井南伯	井南伯簋	中期 4113 (③)
3	南仲	無車鼎	後期 2814

4	南叔	嗣馬南叔匜	後期 10241
---	----	-------	----------

(7) 豐氏

1	豐伯	豐伯戈	前期 11014
2		豐伯劍	前期 11572—11573

3		豐伯戈	近二：前期 1085
4	豐仲	裕簋	近二：中期 433

(8) 呂氏

1	呂伯	呂緡鐘	春秋後期 225—237
2		呂伯簋	中期 3979
3		班簋	中期 4341

4	呂大叔	呂大叔斧	吳：春秋後期 18736—18737、18738
---	-----	------	-----------------------------

(④)

(9) 榮氏

1	榮伯	應侯鐘	中期 107—108、 『近二』中期 9—10
2		榮伯鬲	中期 632
3		康鼎	中期又は後期 2786
4		衛簋	中期 4209—4212
5		弭伯簋	後期 4257
6		同簋	中期 4270—4271
7		輔師戣簋	後期 4286
8		敵簋三	後期 4323
9		卯簋	中期 4327
10		裘衛盃	中期 9456
11		永孟	中期 10322

12		宰獸簋	近：中期 490、 近二：中期 441
13		古鼎・盥盞・盃	吳：中期 2453、5673、14798
14	榮仲	榮仲爵	近：前期 865
15		子方鼎	近二：318—319
16	榮季	卯簋	中期 4327

(10) 微氏

1	微伯	微伯鬲	中期 516—520
2		微伯癸匜	中期 972—973
3		微伯癸簋	中期 4681

4		車鼎	中期 2490
5	微仲	微仲鬲	中期 521

(11) 召氏

1	召伯	伯穌鼎	前期 2407
2		雷鼎	前期 2749
3		穌爵	前期 9089
4		伯害盃	前期 9430
5		生史簋	中期 4100—4101

6		琯生簋一	後期 4292
7		琯生簋二	後期 4293
8		召伯虎盥	近：後期 497
9	召仲	召仲卣	前期 5020

(12) 旅氏

1	旅伯	旅伯鼎	後期 2619
2		旅伯簋	古文字研究 25、2004 (⑤)

3	旅仲	旅仲簋	後期 3872
---	----	-----	---------

(13) 遽氏

1	遽仲	遽仲觶	前期 6495
---	----	-----	---------

2	遽叔	遽叔尊	前期 5581
---	----	-----	---------

(14) 尹氏

1	尹伯	尹伯觶	前期 912
2		師顓簋	後期 4312
3	尹仲	宰獸簋	近：中期 490、 近二：中期 441
4	尹叔	尹叔鼎	中期 2282

5	尹小叔	蔡姑簋	中期 4198
6		射壺	吳：後期 12443—12444
7	尹小叔	尹小叔鼎	春秋前期 2214

(15) 王氏

1	王伯	王伯鼎	前期 2030
2	王季	王季鼎	前期 2031

3		王季鼎	近：前期 287
---	--	-----	----------

(16) 彊氏

1	彊伯	彊伯鬲	中期 507
2		彊伯觶	中期 895
3		彊伯觶	中期 908
4		彊伯鼎	中期 2276
5		彊伯方鼎	中期 2277
6		彊伯鼎	中期 2278
7		彊伯鼎	中期 2676—2677
8		彊伯簋	前期 3527—3529

9		彊伯簋	中期 3616—3617
10		彊伯簋	中期 3618
11		彊伯羊尊	中期 5913
12		彊伯盤	中期 9409
13		彊伯盤	中期 10063
14		彊伯盤	中期 10064
15	彊季	彊季卣・尊	中期 5241、5858

(17) 矢氏

1	矢伯	矢伯鬲	前期 514—515
2		矢伯觶	前期 871

3	矢仲	矢仲戈	前期 10889
4	矢叔	矢叔簋	近：中期 422

(18) 京氏

1	京仲	芮公鬲	春秋前期 743
2	京叔	京叔盥	後期 4381

3		京叔盤	後期 10095
4		京叔盥	近二：中期 446

(19) 弭氏

1	弭伯	弭伯簋	後期 4257
2		弭叔簋	後期 4253—4254
3		弭伯匜	後期 10215
4	弭仲	弭仲簠	後期 4627

5	弭叔	弭叔鬲	後期 572—574、近二：中期 71
6		弭叔簋	後期 4253—4254
7		弭叔盥	後期 4385
8		弭叔盥蓋	後期 4430

(20) 義氏

1	義伯	義伯簋	吳：中期 4456
2	奠義伯	奠義伯盥	後期 4391
3		奠義伯繡	春秋前期 9973

4		奠義伯匜	後期 10204
5	義仲	義仲方鼎	前期 2338

(21) 縈氏

1	縈伯	縈伯簋	中期 3481
---	----	-----	---------

2	縈叔	縈叔卣	中期 5382
---	----	-----	---------

(22) 脛氏

1	脛伯	脛伯盥	後期 4346
---	----	-----	---------

2	脛叔	脛叔簠	後期 4669
---	----	-----	---------

(23) 剛氏

1	剛伯	剛伯簠	後期 4484
---	----	-----	---------

2	剛叔	剛叔盥	後期 4378
---	----	-----	---------

(24) 矩氏

1	矩伯	裘衛盃	中期 9456
---	----	-----	---------

2	矩叔	矩叔壺	後期 9651—9652
---	----	-----	--------------

(25) 囂氏

1	囂伯	囂伯盤	後期 10149
---	----	-----	----------

2	囂仲	囂仲之子伯刺戈	春秋前期 11400
---	----	---------	------------

(26) 鄩氏

1	鄩伯	鄩伯匱	前期 10221 (⑥)
2	鄩仲	鄩仲盤	春秋前期 10135

3		鄩仲匱	春秋前期 10266
---	--	-----	------------

(27) 遣氏

1	遣伯	彝簋	吳：中期 5213—5214
2	遣仲	宰鼎	中期 2755

3		孟簋	前期 4162—4164
4		永孟	中期 10322
5	遣叔	遣叔鼎	中期 2212

(28) 応国

1	応伯	応伯匱	吳：中期 5538
2		応伯壺	吳：中期 12146

3		応伯盤	吳：中期 14411
4	応叔	応叔鼎	前期 2172

(29) 芮国

1	芮伯	芮伯壺	中期 9585
2		子方鼎	近二：前期 318—319
3		芮伯簋	吳：中期 4500

4		芮伯鬲	吳：後期 2708
5	芮叔	芮叔作鼎	中期 1924
6		芮叔鬲	吳：後期 2741

(30) 楷国

1	楷伯	猷簋	前期 4205
2	楷仲	楷仲鼎	中期 2045
3		繇方鼎	前期 2729

4		楷仲簋	中期 3363
5		楷仲鼎	近二：中期 237
6		菩簋	近二：中期 424—425

(31) 唐国

1	唐伯	覲公簋	近二：前期 415
---	----	-----	-----------

2	唐仲	唐仲鼎	近二：後期 238
---	----	-----	-----------

(32) 邾国

1	邾伯	邾伯鬲	春秋前期 669
---	----	-----	----------

2	邾叔	邾叔之伯鐘	春秋前期 87
---	----	-------	---------

(33) 莒国

1	莒叔	莒叔之仲子平鐘	春秋後期 172—180
---	----	---------	--------------

2	莒大叔	莒大叔之孝子平壺	近二：春秋後期 876 (⑦)
---	-----	----------	-----------------

(34) 郭国

1	郭伯	郭伯鼎	春秋前期 2601
2	郭仲	郭仲簋	近二：後期 472—473

3	郭季	郭季故公簋	後期 3817—3818 (⑧)
---	----	-------	------------------

(35) 眞国

1	眞伯	公賈鼎	中期 2719
2		繁簋残底	前期 4146
3		眞伯子寗父匱	後期 4442—4445

4	眞仲	眞仲觶	中期 6511
---	----	-----	---------

(36) 逢国

1	逢叔	逢叔盤・匱	春秋前期 10163、10282
---	----	-------	------------------

2	逢季	逢季壺蓋	吳：中期 12275
---	----	------	------------

(37) 倮国

1	倮伯	倮伯鼎・簋	近二：中期 274、近二：中期 397
2		倮伯鼎	近二：中期 282
3		倮伯鼎	近二：中期 307
4		倮伯彝簋	近二：中期 427

5		倮伯盆	考古 2011—7
6	倮仲	倮仲鼎	中期 2462
7	倮叔	倮叔壺	吳：中期 12401
8	倮季	倮季尊	吳：前期 11687

(38) 𡗗国

1	𡗗伯	𡗗伯簋	後期 4331
---	----	-----	---------

2	𡗗叔	𡗗叔鼎	前期 1733
---	----	-----	---------

(39) 江国

1	江仲	伯戔盤	呉：春秋前期 14517
2		伯戔盆	春秋 10341

3	江季	江季之孫戈	春秋前期 11252
---	----	-------	------------

(40) 黄国

1	黄仲	黄仲匱	春秋前期 10214
2	黄季	黄季鼎	春秋前期 2565
3		黄季鼎	近二：中期 283

4		伯遊父鑑	呉：春秋中期 14009
5		伯遊父卣	呉：春秋中期 19239

(41) 番国 (⑨)

1	番仲	番仲戈	春秋後期 11261
---	----	-----	------------

2	番叔	伯離盤	呉：春秋前期 14467
---	----	-----	--------------

(42) 鄂国

1	鄂仲	鄂仲鼎	呉：前期 1596
2	鄂叔	鄂叔簋	前期 3574

3	奠鄂叔	宝登鼎	近二：春秋前期 294
---	-----	-----	-------------

(⑩)

(43) 鄧国

1	鄧伯	孟爵	前期 9104
2	奠鄧伯	奠鄧伯鬲	後期 597—599
3	(⑪)	奠鄧伯鼎	後期 2536
4		奠鄧伯盥	呉：後期 5569

5	鄧仲	鄧仲犧尊	前期 5852—5853
6	奠鄧叔	奠鄧叔盥・蓋	後期 4396、 呉：後期 5581
7	鄧孟	鄧孟壺蓋	前期 9622

(44) 楚国

1	楚伯	令簋	前期 4300—4301
2	楚叔	楚叔之孫𠄎鼎	春秋後期 2357
3		楚叔之孫途盃	春秋後期 9426
4		楚叔之孫𠄎鼎	近：春秋後期 313
5		楚叔之孫𠄎鼎	近：春秋後期 341

6		鄧子𠄎簋・缶	近：春秋後期 451、近：春秋後期 1036—1037
7		以鄧鼎	近：春秋後期 348
8		以鄧匱	近：春秋後期 1019
9		克黄豆	呉：春秋後期 6132

- (①) 「奠井叔」, 「豊井叔」, 「咸井叔」は、奠地, 豊地, 咸地に新分族化した井叔の事例であると考えられる。新分族については、松井嘉徳 2002：第三部：第二章参照。
- (②) 「城號仲」, 「奠號仲」は、城地, 奠地に新分族化した號仲の事例であると考えられる。
- (③) 「井南伯」は、井地に新分族化した南伯の事例であると考えられる。
- (④) 呂伯鯀銘（前期 [6503]）の「呂」字について、『呉』（前期 [10623]）は「呂」字に判読できない、としている。
- (⑤) 旅伯鯀銘の「旅」を『呉』（中期 [5147—5148]）は「旂」に字釈し、中期に断代している。
- (⑥) 『呉』（後期 [14910]）は、後期に断代している。
- (⑦) 莒叔簋及び莒大叔壺の2器は、共に断代及び出土地点が近く（莒叔簋は莒南県、莒大叔壺は莒県出土）、「莒大叔」は「莒叔」を換称した称谓であった可能性がある。そうすると、「呂大叔」〔呂大叔斧銘（春秋 [11786—11787、11788]）〕や「尹小叔」〔尹小叔鼎銘（春秋前期 [2214]）〕も、同様に「呂叔」及び「尹叔」の換称であったと考えることができよう。
- (⑧) □季鬲銘（後期 [718]）の「□季」を『呉』（後期 [2935]）は「郭季」と字釈している。
- (⑨) 番仲戈銘を、『呉』（戦国後期 [17070]）は戦国後期に断代している。
- (⑩) 「奠鄂叔」は、奠地に新分族化した鄂叔の事例であると考えられる。
- (⑪) 「奠鄧伯」, 「奠鄧叔」は、奠地に新分族化した鄧伯及び鄧叔の事例であると考えられる。

【表Ⅳ】：分族表〔2//（系統樹の構成が確認されていない諸族）〕（①）

(1) 伯

1	戲伯	戲伯鬲	後期 666—667
2		戲伯鼎	後期 2043
3	癸伯	癸伯鬲	前期 697
4	杜伯	杜伯鬲	後期 698
5		杜伯盬	後期 4448—4452
6	遼伯	遼伯甗	前期 872
7	或伯	或伯鼎	前期 1913
8	閼伯	閼伯鼎	前期 2041—2042
9	奏伯	奏伯鼎	中期 2044
10	繖伯	繖伯鼎	前期 2109
11	堇伯	堇伯鼎	前期 2155—2156
12		堇伯器	前期 10571
13	隅伯	隅伯方鼎・簋・卣・盃・尊	前期 2160—2161、3524—3525、5224—5225、9414、5847
14	右伯	右伯鼎	前期又は中期 2488
15		右伯君權	春秋後期 10383
16	雍伯	雍伯鼎	前期 2531
17	隆伯	隆伯鬲	中期 696
18	奠羌伯	奠羌伯鬲	後期 659—660
19		奠羌伯鼎	後期 2467
20	宓伯	小臣鼎	前期 2678
21	辛伯	乃子克鼎	前期 2712
22	定伯	裘衛鼎一	中期 2832
23		即簋	中期 4250
24		裘衛盃	中期 9456
25	郟伯	裘衛鼎一	中期 2832
26		裘衛盃	中期 9456
27	趙伯	小孟鼎	前期 2839
28	剡伯	小孟鼎	前期 2839
29	明伯	小孟鼎	前期 2839
30	繼伯	小孟鼎	前期 2839
31	孫伯	孫伯鼎	前期 3480
32	汎伯	汎伯簋	前期 3482
33	亢伯	亢伯簋	前期 3530—3531
34	蔽伯	蔽伯簋	後期 3722
35	摺年伯	摺年伯簋	後期 3807
36	漳伯	漳伯簋	後期 3821
37	過伯	過伯簋	前期 3907
38		過伯爵	前期 8991
39	中伯	中伯簋・壺蓋・壺	後期（又は中期）3946—3947、9667—9668
40		中伯盬	後期 4355—4356
41		中伯盤	吳：前期 14365

65	轄伯	轄伯器	前期 10546
66	並伯	並伯甗	近：前期 158
67	柞伯	柞伯鼎	近：中期 248
68	庸伯	庸伯方鼎蓋	近：中期 274
69	柞伯	柞伯簋	近：前期 486
70		柞伯鼎	近二：後期 327
71	五伯	五伯尊	近：前期 631
72	輔伯	輔伯戈	近二：後期 1115
73	煇伯	煇伯簋	考古与文物 2014—3（中後期）
74	淮伯	淮伯鼎	吳：中期 2316
75	龜伯	龜伯鼎	吳：春秋前期 2356—2357
76	𢆶伯	𢆶伯豐鼎	吳：前期 2426
77	咭相伯	咭相伯甗	吳：後期 3311
78	厠伯	厠伯簋	吳：中期 4184
79	杆伯	杆伯簋	吳：中期 4302
80	蓼伯	蓼伯簋蓋	吳：春秋前期 4713
81	祈伯	祈伯簋	吳：中期 4738
82	𣪠伯	𣪠伯簋	吳：後期 4818
83	晉伯	晉伯卣	吳：中期 13279
84	曹伯	曹伯盤・匜	吳：春秋前期 14394、14876
85	宋伯	疑尊・卣	中国国家博物館館刊 2012—9、成王期
86	康伯 (③)	康伯簋、蓋	中期 3720—3721
87		康伯壺蓋	近：前期 953
88	北伯	北伯鬲	前期 506
89		北伯尊	前期 1911
90	詩伯	詩伯鬲	後期 589—591
91	邾翔伯 (④)	邾翔伯鼎	春秋前期 2640—2641
92	鄭伯	鄭伯氏士叔 皇父鼎	春秋前期 2667
93		召叔山父簋	春秋前期 4601—4602
94		鄭伯匜	近：後期 1013
95		子耳鼎	近二：春秋前期 302
96		夾虞簋	吳：後期 5896
97	檀伯	檀伯簋	前期 3526
98	格伯	格伯簋	中期 3952
99	息伯	息伯卣、蓋	前期 5385—5386

42	縣伯	縣改簋	中期 4269
43		昇鼎	吳：中期 2437
44	為伯	琯生簋二	後期 4293
45	液伯	師顓簋	後期 4312
46	毀伯	師兌簋二	後期 4318—4319
47	吳伯	班簋	中期 4341
48	𣪠伯	𣪠伯盨	後期 4347
49	淪伯	淪伯卣	前期 5221
50	散伯	散伯簋	後期 3777—3780
51	(②)	散伯卣	前期 5300—5301
52		散伯匜	後期 10193
53	兪伯	兪伯卣・尊・器・觚	前期 5222、5849、10566、近：前期 159
54	汪伯	汪伯卣	前期 5223
55	漚伯	漚伯卣・尊	前期 5226—5227、5848
56	力伯	力伯卣	前期 5235
57	由伯	由伯卣	前期 5356
58		由伯尊	前期 5998
59	事伯	事伯尊	中期 5813
60	禾伯	禾伯尊	前期 5871
61	麥伯	麥伯觶	前期 6453
62	亓伯	亓伯壺蓋	前期 9554
63	奭伯	奭伯壺蓋	中期 9702
64	伊伯	史懋壺蓋	中期 9714

100	夷伯	作冊霰卣	前期 5407
101		作冊霰尊	前期 5989
102		夷伯簋	近：中期 481
103	戴伯	戴伯匜	吳：春秋前期 14951
104	梁伯	梁伯戈	春秋前期 11346
105	萊伯	萊伯武君鬲	近：春秋前期 135
106		史密簋	近：中期 489
107	彭伯	彭伯壺	近：春秋前期 963—964
108	南申伯	仲毋父簋	後期 4188—4189 (⑤)
109	霸伯	霸伯簋	近二：前期 384
110		霸伯簋	吳：中期 5220
111		霸伯豆	考古 2011—7
112		霸伯盂	吳：中期 6229
113		霸伯觚	考古 2011—7
114		霸伯盤	中国国家博物館館刊 2012—5、中期
115		霸伯罍	吳：中期 13806
116	賈伯	賈伯簋・壺	吳：後期 5130—5132、中期 12417—12418
117	楊伯	楊伯壺	吳：中期 12172
118	旁伯	旁伯盤	江漢考古 2015—3、後期又は春秋前期
119	洧伯	洧伯君匜	後期 10262
120	單伯	揚簋	後期 4294—4295
121		裘衛盃	中期 9456
122		戚簋	文博 2014—6：中期

(2) 仲

1	貺仲	貺仲鐘	中期 36
2	兮仲	兮仲鐘	後期 65—71
3		兮仲簋	後期 3808—3814
4	召仲 (⑥)	召仲鬲	後期 672—673
5	討仲	討仲觚	春秋前期 933
6		討仲簋蓋	後期 4124
7		討仲盤	前期 10056 (⑦)
8	休仲	小臣遄鼎	前期 2581
9	櫛仲	櫛仲簋	中期 3549
10	敵仲	敵仲簋	中期 3550
11	娛仲	娛仲簋	後期 3620
12	省仲	省仲之孫簋	前期 4120
13	同仲	師兌簋一	後期 4274—4275
14		幾父壺	中期 9721—9722
15	函交仲	函交仲簠	後期 4497
16	姪仲	姪仲簠	春秋前期 4534

17	冶仲	冶仲尊	中期 5881
18	舌仲	舌仲觶	前期 6494
19	崇仲	崇仲盤	後期 10071
20		崇仲匜	後期 10182
21	備仲	呂服余盤	中期 10169
22	山仲	山仲簋	近二：前期 381
23	憲仲	憲仲簋	近二：中期 387
24	隄仲	隄仲卣	近二：前期 527
25	丞仲	丞仲觶	吳：中期 10589
26	饒仲	饒仲盤	吳：春秋前期 14441
27	滕仲	滕侯蘇盨	吳：後期又は春秋前期 5620—5621
28	齊仲	齊仲簋	近：中期 421
29	胡仲衍	胡仲衍鐘	吳：後期 15177
30	曾仲	曾仲盤	後期 10097

(3) 叔

1	束叔	束叔觶	前期 896
2		束叔卣	前期 5303
3		束叔卣	呉：前期 13165
4	外叔	外叔鼎	前期又は中期 2186
5	陵叔	陵叔鼎	中期 2198
6	静叔	静叔鼎	前期 2537 (⑧)
7	車叔	揚鼎	前期 2612—2613
8	堆叔	諫鼎	前期 2615
9		諫簋	中期 3950—3951
10	害叔	害叔簋	後期 3805—3806
11	趨叔	易旁簋	前期 4042—4043
12	鮑叔	鞶罍	春秋中期 271
13	密叔	趨簋	中期 4266
14		虎簋蓋	近：中期 491、 近二：中期 442
15		饒鼎	呉：中期 2441
16	陽叔	陽叔盥	後期 4390
17	鳧叔	鳧叔盥	後期 4425
18		鳧叔匜	後期 10181
19	商丘叔	商丘叔簠	春秋前期 4557—4559、 近二：春秋前期 471
20	戒叔	戒叔尊	前期 5856
21	棠湯叔	棠湯叔盤	後期 10155

22	否叔	否叔卣・尊	近：前期 603、 近：前期 637
23	虎叔	虎叔簋	近二：中期 412
24	皐叔	肅卣	文物 2014—1、穆王
25	皓叔	召生簋	呉：後期 5064—5065
26	室叔	室叔簋	呉：後期 5207
27	蔡叔	蔡叔季之孫 賁匜	春秋後期 10284 (⑨)
28		蔡叔戈	近二：前期 1074
29		蔡叔戟	呉：春秋後期 16810
30	呉叔	呉叔徒戈	近：春秋前期 1128
31	沚叔	沚叔鼎	春秋後期 2355
32		沚叔壺	春秋後期 9625—9626
33		沚叔戈	春秋後期 11067
34	鑄叔	鑄叔鼎・簠	春秋前期 2568、4560
35		鑄叔盤	春秋前期 14456
36	胡叔	胡叔鼎	後期 2767
37		胡叔胡姬簋	後期 4062—4064、4065— 4067
38		胡叔簠	後期 4552
39	慶叔	慶叔匜	春秋後期 10280

(4) 季

1	良季	良季鼎	後期 2057
2	𠄎季	𠄎季方鼎	前期 2325
3	專車季	專車季鼎	春秋前期 2476
4	鼠季	鼠季鼎	後期 2585
5	樊季	樊季氏孫 仲鬲鼎	春秋後期 2624
6	庚季	庚季鼎	中期 2781 (⑩)
7	饒季	裘衛鼎一	中期 2832
8		大克鼎	後期 2836
9		伊簋	後期 4287
10	匡季	召鼎	中期 2838
11	嬴季	嬴季簋・ 卣・尊	前期 3558、5240、5860

12	敝季	敝季簋	後期 4126
13	𠄎季	啜尊	中期 5981
14	盛季	鄭右廩方壺	戦国後期 9575
15	韓季	六年陽城令 戈	近：戦国後期 1175
16	又季	又季鬲	呉：前期 2711
17	邴季	邴季簋	呉：中期 4463—4464
18	許季	許季鼎	呉：中期 1433
19	廓季	廓季之伯婦 匜・盤	春秋前期 2644—2645、 呉：春秋前期 14484

(5) 孟

1	卜孟	卜孟簋	前期 3577
2	趙孟 (⑪)	趙孟庠壺	春秋後期 9678—9679

(①) 字釈が困難な族名の族〔例：□伯簋銘（中期 [3484]）〕については、基本的に除外した。

(②) 散伯卣銘〔『近』（前期 [595]）〕について、『呉』（中期 [13161]）は散伯卣銘と同銘であると見ている。

(③) 「王作康季」〔王作康季鼎銘（前期 [2261]）〕とある「康季」については、〔(A) + (B)〕の女性称谓であると判断される。

(④) 「邾邾伯」は、邾地に新分族化した邾伯の事例であると考えられる。

(⑤) 「南申伯」は、南地に新分族化した申伯の事例であると考えられる。

(⑥) 召仲鬲銘の「召」字は、【表Ⅲ】(11) 召氏の「召」字とは別字である。

(⑦) 封仲盤銘を、『呉』（春秋前期 [14361]）は春秋前期に繋げている。

(⑧) 静叔鼎銘について、『呉』（後期 [2058]）は西周後期に繋げている。

(⑨)「蔡叔季」は、[(A)+(B′)+(B)]の称谓例であると思われる。

(⑩)庚季鼎銘の「庚季」を、『吳』(中期[2432])は「南季」と字釈している。

(⑪)趙朔之御戈銘〔『近』(春秋中期[1148])〕の「朔」字を、『吳』(春秋中期[16724])は「孟」と字釈している。

たことが確認もしくは想定出来るということになり、姫姓の周系諸侯か異姓の陝東系諸侯であるかを問わず、主だった外諸侯はまず必ずといっても良い確率で分族化していたといえることができる。

そうして、諸事例を通覧して確言できるのは、1族につき4〈「孟」も含めると5〉分族化することが分族形成上の上限規範であったと見られる点である。従って、各族の始祖に必ず伯・仲・叔・季の実親兄弟が存在して分化が始まったというような前提は想定し難く、4つに分族化すること自体が西周代の定則であったものと考えられる。

また、内諸侯・外諸侯間の族的交流関係が全般的に稀薄であったように見えるのに対して、内諸侯分族同士もしくは外諸侯分族同士の関係は通常密接であったものと見られる。例えば外諸侯分族同士を例に挙げると、楷国では分族の楷仲家出自の者が侯に出仕していたことが知られ³⁷⁾、また滕国では時に分族の滕仲家から侯位を継承する者が出自していたものと見られる³⁸⁾〈内諸侯分族同士の関係については後述〉。これに対し、例えば井氏では内諸侯家で「井」の特殊称谓を用いているのに対し、外諸侯の井侯では通常の「井」字を使用しており³⁹⁾、おそらく内諸侯家側が族称表記の面で外諸侯家との差別化を図っていたものと考えられる。では、周初より内・外諸侯関係は如上のような形であったのかというと、実はそうではなく、周公家の明公が分族である魯侯を率いて討伐戦に従事している事例等からも判るように⁴⁰⁾、比較的密接であったものと考えられるのである。それでは、いつ頃から両者の関係は稀薄化し始めたのであろうか。それはおそらく、穆王～共王期頃から始まった「西周中期改革」期以降ではないかと推測される⁴¹⁾。「中期改革」期に入ると、周王は関中王畿内に本拠を定めて常住するようになり、陝東地域支配から実質的に後退する期間があった⁴²⁾。その際に、同一族の内・外諸侯間関係の疎遠化が進行したのではないかと考えられる。例えば、井氏の内諸侯家で「井」称谓が導入される時期が共王期以降であると見られる点も、そのような経緯を示唆するであろう⁴³⁾。

さて、王朝支配体制との関わりでは王畿内に本貫地を有する内諸侯の動向が特に問題となる。内諸侯の分族関係において「伯」が宗主的地位に就いていたと見られる例としては、榮氏の事例が挙げられる。卯簋銘(中期[4327])によると、

隹王十又一月、既生霸丁亥、榮季入右卯、位中廷。榮伯呼命卯。曰、在乃先祖考、死嗣榮公室。

昔乃祖亦既命、乃父死嗣莽人。・・今余隹命汝、死嗣莽宮莽人。・・卯拜手稽首、敢対揚榮伯休。・・

というように、榮氏内で私的な冊命型儀礼が行われた際に⁴⁴⁾、榮季が右者的な役割を務めている一方で、榮伯は本来の冊命儀礼で周王が占めるべき位置に就いており、〈榮伯—榮季〉間には〈周王—右者〉間に見られるような上下序列関係が成立していたものと判断される。そうして、この点は王朝内で就任する官職・地位の上下関係にも反映されており、榮氏の中で右者や執政団の構成員となっているのは榮伯のみであり、榮仲や榮季等の他分族はそれらの要職に就任している事例が皆無である⁴⁵⁾。同様の例としては、井氏の例が挙げられ、族内右者就任者事例13例のうち、10例が井伯の事例であり〈3例は井叔〉、執政団に就任しているのも井伯のみである⁴⁶⁾。また、單氏、液氏、穀氏、

定氏、隰氏の場合は「伯」のみの事例しか知られていないが、単伯、液伯、毀伯、定伯のみが右者に就任しており、単伯、定伯、隰伯のみが執政団の構成員となっている⁴⁷⁾。なお、毛氏の例では毛伯のみが周王から“毛父〈父〉”と称される殊遇を受けている⁴⁸⁾。

そうして、王朝はこのような従前来の族内序列秩序を利用することで族集団全体を捕捉しようとしていたようである。例えば弭叔簋銘（後期〔4253—4254〕、Ⅲ A）に、

隹五月初吉甲戌、王在莽。格于大室、即位中廷。井叔内右師_案。王呼尹氏、冊命師_案。賜汝赤舄、攸勒。用楚弭伯。師_案拜稽首、敢对揚天子休。用作朕文祖宝簋。弭叔其万年。子々孫々、永宝用。

というように、周王が弭叔（＝師_案）に対して弭伯のもとで従事することを命じているのは、弭伯を通じて分族である弭叔等を統御すること、換言すれば弭伯を介して弭氏全体を統制することを企図していたものと考えられる。

但し、伯仲叔季のうち、いずれの分族が主導的地位に就くかは族によって異なっていたようであり、例えば虢氏の場合は虢伯の存在感が比較的稀薄である一方で、虢仲ら他の諸分族が王朝内で顕著な公務活動を務めており、虢仲及び虢叔が1例ずつ右者に就任している⁴⁹⁾。同様の例としては、遣氏、濂氏、畢氏の例が挙げられ、遣氏では遣仲のみが執政団の構成員となっており、濂氏、畢氏の場合は濂叔、畢叔のみが右者に就任している⁵⁰⁾。また、密氏、同氏、備氏、繻氏の場合は族称谓が1例ずつしか知られていないが、各々密叔、同仲、備仲、繻季のみが右者に就任している⁵¹⁾。一方、南氏の場合は南伯と南仲に1例ずつ右者就任例があり、また毛氏の場合は毛伯に2例、毛叔に1例の右者就任事例があるが⁵²⁾、これらは虢氏の例と同様に「伯」と他分族との間における対等的関係の存在を示唆するであろう。要するに、分族のうちいずれの族が宗主的地位に就くかという点は、実際には各族の分族形成過程の経緯等に拠り、各々異なっていたものと見られるのである。ただ、宗主的地位の族が「伯」でない場合にも、王朝からの捕捉は相対的に主導的地位に就いている分族に対してなされていたものと考えられ、そのような主導的分族を介して全分族の統御が達成されていたものであろう。

なお、外諸侯で「伯」が宗主的地位に就いていたと見られる例としては、楚伯や鄧伯、息伯、夷伯等の例を挙げることが出来る⁵³⁾。おそらく、「侯」には、通常「伯」出自者が就任していたものと考えられ、適任の継承者不在等の事態が起こった場合に、先述の滕国の例のように、他分族から「侯」位を継ぐ者が現れることもあり得たものと見られる。

次に、王朝内の公務従事に関して見てみると、分族間である種の分掌関係を形成する場合があったようである。例えば虢氏の場合、先述のように虢仲と虢叔のみが右者に就任しており、また虢仲が南方の南淮夷征伐事業に従事しているのに対し、虢季は北方の玁狁征伐事業に参画している⁵⁴⁾。また、井氏の場合は井伯が右者や執政団を務める一方で、井叔は右者のみならず訴訟の際の裁定者にも着任しており、また外諸侯の覇伯に対する蔑曆をも担当している⁵⁵⁾。このような分族によるある種の“分業関係”は、王朝の支配機構に分族関係をカテゴライズする試みであり、王朝からすると有力族全体を支配機構にプログラミングする効果が期待できたであろう。また、分族の地域的分住関係という面においても、王朝の意図に沿う形で設定されることがあり得たようであり、例えば、西周後期に関中王畿の要衝である奠等で虢氏や井氏の新分族が配置されていたのは、王朝の意図に沿う計画的遷住であったと見るのが適当であろう⁵⁶⁾。なおこの場合も、井氏の場合は井叔、虢氏の場合は虢仲のみから新分族の分出がなされており⁵⁷⁾、やはり分族間の“分業関係”の存在を想定し得

る〈なお、西周後期の虢氏による河南省三門峽市上村嶺への新拠点造営事業も、虢季と虢仲の2分族によってなされていた⁵⁸⁾〉。一方、外諸侯の新分族の例として、鄧国の場合は鄧伯と鄧叔の2分族から奠地1カ所に分出がなされている⁵⁹⁾。外諸侯である鄧国にとって新分族分出は、王朝内において分掌関係を担うということ以上に、「王畿内に足場を得ること」自体に意味があったものであろう。

但し、このような分掌関係や分住地関係の例が適合するのは、主に王朝の幹部クラスに就任する有力族の場合であったようであり、例えば弭氏や強氏などの分族は一定の地に集住しており⁶⁰⁾、また分族による王朝官職の分有関係も認められない。要するに、王朝との親疎の度合に比例してその有機的相互関係にも強弱の差があったということであろう。

一方、個人称謂(E)と王朝支配体制との相互関係については、冊命儀礼との関わりが指摘できる。例えば、先述の弭叔の事例や、

隹八月初吉戊寅、王格于大室。榮伯内右師籍、即位中廷。王呼内史尹氏、冊命師籍。賜汝・・。用事。弭伯用作尊簋。其万年。子々孫々、永宝用。

という弭伯(=師籍)の事例〔弭伯簋銘(後期[4257]、ⅢB)〕のように、冊命儀礼で用いられている受命者側の称謂は、1字称謂が用いられるのが通例である(「師」は官職名又は身分称謂であるので、本来の個人称謂には含まれない)。この1字称謂は兮甲盤銘(後期[10174]、ⅢB)に、

隹五年三月既死霸庚寅、王初各伐玁狁于囂廬。兮甲従王。折首執訊、休亡敗。王賜兮甲馬四匹、駒車。王命甲、政嗣成周四方積、至于南淮夷。・・兮伯吉父作盤、其眉寿、万年無疆、子々孫々、永宝用。

とあり、また圉簋銘(前期[3825])に、

王棗于成周、王賜圉貝。用作宝尊彝。伯魚作宝尊彝。

とあるように、王からの賜与儀礼を述べる件で「兮甲」、「圉」を用い、作器の件で「兮伯吉父」、「伯魚」を用いているのを参考にすると、「吉」及び「魚」が(C)称謂に該当し、「甲」及び「圉」は(E)称謂に相当すると見られるので、主に(E)称謂であった可能性が高いと考えられる。先述のように(E)称呼は個人称謂の中でも特に男性称謂にしか見られない独自の(また固有名詞的)称呼であり、王朝はそのような個人称謂の最も核となる呼称をもっぱら冊命儀礼で用いさせることにより、いわば族的関係から個人を抽出して捕捉し、王に直属する個別的王臣集団を形成しようとして意図していたのではあるまいか。西周後期になって、王朝が有力外諸侯との間に冊命型儀礼を取り結ぶ機会を設えるように務めていた理由も⁶¹⁾、内諸侯本族の頭越しに外諸侯と直接的統属関係を取り結ぶことを通じて、王権と内諸侯大族間のパワー・バランスを保持しようとして意図していた可能性があるであろう。すなわち、王朝側からの対諸族統御方法としては、宗主的立場の者を通じて族全体を統制し、族内の各分族に王命を割り振ることで王朝の支配機構にカテゴライズするという方法と、特に冊命型儀礼を用いて族内から個人を抽出し、王直属の臣僚集団を形成する方法があったものと考えられる(前述のように、冊命儀礼を前者の形成に活用することもあり得た)。

おわりに

本稿では、西周代における「伯仲叔季孟」称謂について全面的に検討を試みた。その結果、まず第一章では当該称謂が4類型に分類出来る点について指摘し、次に第二章ではそれらの称謂の形成

過程について考察した。そして、第三章では王朝支配体制と当該称谓との有機的相互関係の実態について分析を試みた。

では、春秋戦国期以降に「伯仲叔季孟」称谓は如何なる展開を遂げたのであろうか。称谓形式としてはいまだ残存し続けるものの、その意味内容は徐々に変質していったようである。例えば、族集団称谓は次第にいわゆる「五等爵」称谓の1つである「伯」として位置づけられるようになっていき、また個人称谓については例えば太公望を「尚父」と称し、管仲を「仲父」と称したというような伝承が生まれ、群臣の中でも特殊な貴臣に対する“尊称”としての意味を帯びるようになっていき、本来の意味は忘れ去られていったものと考えられるのである⁶²⁾。

【注釈】

1) この分野においてもいまだ、古文献の記述を議論の前提としたり、古文献の記述と金文の記述とを安易に刻合する研究が一般的である。李学勤 1991, 呉鎮烽 1998, 朱鳳瀚 2014 等参照。韓巍 2011 等でも、関連する議論が認められる。

2) 例えば、殷代の「某伯」については、甲骨文に「危伯美」等の用例があるが〔『合集』(28091)〕、西周代におけるような一般性は認められない。

3) 林巳奈夫『研究』及び呉鎮烽『集成』《以下『呉』》については、本稿末尾の【参考文献一覧】参照。上記以外には、『殷周金文集成』《以下『集成』》、『近出殷周金文集録』《以下『近』》、『近出殷周金文集録二編』《以下『近二』》の断代案を参考とする。

また、本稿で銘文を引用する際には、断代案を〔(1)『集成』又は『近』,『近二』,『呉』の断代案、(2)『集成』又は『近』,『近二』,『呉』の著録番号、(3)『研究』の断代案〕の順に付記することにし、『呉』と『集成』,『近』,『近二』とで断代案が異なっており、断代時期が懸隔しているなどの場合については、その旨を注記した〈なお、『呉』,『近』,『近二』,『呉』の場合、特に書名を付記している。又、『集成』,『呉』,『近』,『近二』,『呉』の断代案の西周早期,西周晚期,商晚期,春秋早期,春秋晚期,戦国晚期を本稿では前期,後期,殷後期,春秋前期,春秋後期,戦国後期と改めた〉。

また、これらに未収録のものについては、著録書籍名または著録雑誌名・刊号及び掲載誌に示された断代案を付記する。

4) 例えば、「単伯哭生」〔単伯哭生鐘銘(春秋前期[87])〕のように(D)が「父」ではない事例も多々見受けられるのであるが、西周代においては「父」の事例数が圧倒的である。

5) 邾叔之伯鐘銘(春秋前期[87])、邾季伯婦鼎銘(春秋前期[2644—2645])、伯遊父卣銘〔『呉』(春秋中期[19239])〕、井叔采鐘銘(中期[356—357])参照。

6) 山西省臨汾市曲沃県北趙村晋侯墓地のM91は晋侯喜父〔靖侯宜臼〕墓に比定され、同墓出土の伯喜父簋銘〔李伯謙「晋伯卣及其相關問題」(古代文明研究通訊40,2009)所引〕の「伯喜父」は、「晋侯喜父」を換称した称谓であると判断される。晋侯墓地における歴代晋侯の埋葬墓の比定については、北京1993,1994—a・b・c,1995,2001の解釈に従う。なお、同様の例として、本文下述の「曾(侯)仲遊父」の事例が挙げられる。

7) 虢叔旅鐘銘(後期[238—244])、邠伯再簋銘〔『近二』(中期[427])〕、微伯癸豆銘(中期[4681])〔癸のみで換称される事例は、癸壺一銘(中期[9723—9724]、ⅢA)等〕、胡仲衍鐘銘〔『近二』(後期[4])〕〔「胡」字は、〔『呉』(中期[15177])〕の字釈に従う〕参照。井伯親は師賁簋銘(中期[4283—4284]、ⅢA)、召伯虎は琯生簋一銘(後期[4292]、ⅢA)、琯生簋二銘(後期[4293])及び召伯虎盥銘〔『近』(後期[497])〕参着。

8) 例えば、詢簋銘(後期[4321]、ⅡB)で「文祖」とされている乙伯が、師詢簋銘(後期[4342])では「刺祖」と換称されている。

9) 逯盤銘〔『近二』(後期[939])〕では、5祖に対して「皇高祖」が用いられている。

10) 毛叔については師湯父鼎銘(中期[2780])、井叔については季魯簋銘(中期[3949])参照。

11) 「武(王)」は利簋銘(前期[4131]、ⅠA)、「成王」は猷侯鼎銘(前期[2626—2627]、ⅠA)及び内史

- 毫觚銘〔『吳』(前期 [9855])〕、「穆王」は遯簋銘(中期 [4207]、Ⅱ A)及び長由盃銘(中期 [9455]、Ⅱ A)、「共王」は趙曹鼎二銘(中期 [2784]、Ⅱ B)、「懿王」は匡卣銘(中期 [5423])に生称として見える。
- 12) 號宣公〔號宣公子伯鼎銘(後期 [2637])〕や號文公〔號文公子戣鬲銘(後期 [736])〕の事例を参着すると、「宄公」は生諡であったものと思われ、これに対して新たに付加された「幽叔」は死諡であろう。
- 13) 例えば、陝西省宝鶏市竹園溝強国墓地 M4 出土の季作宝盤銘(中期 [10048])の「季」は、墓主である「強季」の省略形であると考えられ、また山西省臨汾市翼城县隆化鎮大河口村霸国墓地 M1 出土の伯鼎銘(考古 2011—7、中期)等に見える「伯」は、「霸伯」の省略形である可能性が高いと見られる。
- 14) 號季氏子戣鬲銘(後期 [683])や樊季氏孫仲鼎銘(春秋後期 [2624])等の用例参照。但し、姓や個人称谓の(B)を称「氏」した事例もあり、例えば「姬氏」〔仲宮父盥銘〔『近二』(後期 [450—451])〕〕や「仲義父」を「仲氏」と換称している例〔疑尊・卣銘(中国国家博物館館刊 2012—9、成王期)〕等がそれである。
- 15) 微族と召族の殷への臣属と離反及び周への帰属過程については、落合 2012:第九章、第十二章及び拙稿 2010 参照。
- 16) 微族及び召族の分族については、【表Ⅲ】(10)及び(11)参照。
- 17) 井侯簋銘(前期 [4241]、Ⅱ A)等で1字名「栄」が見え、栄子旅鼎銘(前期 [2503])等で十干諡称が用いられている。
- 18) 栄族の分族については、【表Ⅲ】(9)参照。
- 19) 遣尊銘(前期 [5992])等で1字名「遣」が見える。
- 20) 遣氏の分族については、【表Ⅲ】(27)参照。
- 21) 周原甲骨の(H11:37), (H11:116 + 175), (H11:278)に「成叔」が見え、克殷前後の段階で周族は既に「伯仲叔季」称谓を用いていたものと考えられる。周原甲骨については、徐錫台 1987 等参照。
- 22) 陝東系諸族の分散遷住については、拙稿 2010 参照。
- 23) 孟族の殷への臣属及び離反については、落合 2012:第九章、第十二章参照。大孟鼎銘(前期 [2837]、Ⅰ B)等で1字名「孟」が見え、孟卣銘(前期 [5399]、Ⅱ B)で十干諡称や図象記号が用いられている。甕族については、甕觚銘(前期 [9289])等に1字名「甕」と十干諡称が見える。
- 24) 戈族の銘器は、関中王畿内〔戈父己鼎〔『近二』(前期 [200])〕:陝西省扶風県齊家村出土〕のみならず、河南省周口市鹿邑県太清宮鎮長子口墓 M1〔戈丁卣〔『近二』(前期 [811])〕〕や山西省臨汾市曲沃県曲村晋国墓地 M6081〔戈父辛盤〔『近二』(前期 [919])〕〕等からも出土している。
- 25) 旅父癸爵銘(殷又は前期 [8682—8683])、舌父己簋銘(殷又は前期 [3197])、山父乙尊銘(殷 [5614])、父乙遽觚銘(前期 [6241])、作祖己觚銘(前期 [878—879])、並母戊爵銘〔『近』(殷後期 [893])〕、陵父日乙鬲銘(前期 [9816])等参照。
- 26) 【表Ⅲ】(12), (13)、【表Ⅳ】(1) 66・120～122, (2) 18・22, (3) 1～3 参照。
- 27) 【表Ⅳ】(1) 10, 57—58, 67 の諸器銘参照。
- 28) 康鼎銘(中期又は後期 [2786]、Ⅲ A)、犀觚銘(中期 [919]、Ⅲ)参照。
- 29) 莒叔之仲子平鐘銘(春秋後期 [172—180])及び曾侯仲子遊父鼎銘(春秋前期 [2423—2424])、曾仲遊父簠銘(春秋前期 [4673—4674])参照。
- 30) 宮氏伯子戈銘(春秋前期 [11118—11119])。
- 31) 戈作旅彝簋銘(前期 [3383—3384])。舌爵銘(前期 [8978—8979])に「舌作妣丁」とあるのも同様の例であり、図象記号から族称への移行過程に位置づけられる称谓例であると考えてよいであろう。
- 32) 「伯作」等の2文字表記の展開過程に位置するのが、「井叔作」〔井叔鼎〔『近』(中期 [249])〕〕、「號叔作」〔號叔簋(中期 [3244])〕、「謙季作」〔謙季作鬲(前期 [495])〕等の3文字表記であると考えられる。
- 33) 折衷型諡称などの概略については、拙稿 2010 参照。
- 34) 臣高鼎銘〔『近』(前期 [335])〕参照。
- 35) 伯頤父鼎銘(後期 [2649])、越鼎銘(後期 [2815])、師酉簋銘(中期 [4288—4291]、Ⅲ B)、宰獸簋銘〔『近』(中期 [490])〕、〔『近二』(中期 [441])〕参照。
- 36) 袁盤・鼎銘(後期 [10172]・[2819])、仲獻父簋銘(中期 [4102—4103])、琿生簋二銘(後期 [4293])、善夫梁其簋銘(後期 [4147—4151])、鞫罇銘(春秋中期 [271])、頌鼎・簋・壺銘(後期 [2827—2829]・[4332])

—4339〕・〔9731—9732〕参照。

37) 莒簋銘〔『近二』(中期〔424—425〕)〕参照。

38) 滕侯蘇盥銘(春秋前期〔4428〕)参照。

39) 井氏の内諸侯家では、井伯、井叔や各新分族いずれも「井」字を用いていたのに対し、外諸侯の井侯では、例えば臣諫簋銘(中期〔4237〕)に見られるように「井」字を用いていた。

40) 明公簋銘(前期〔4029〕)参照。

41) 「西周中期改革」の定義については、拙稿 2010 参照。

42) 「中期改革」期前後における周王の所在地の変遷については、拙稿 2014 参照。

43) 井伯の称谓を例にとると、【表Ⅲ】(1) 12〔穆王期〕や 2〔共王 7〕では「井」字であるが、11〔懿王元〕では「井」字に移行している。一方、咸井叔の称谓例である 27〔共王 2〕では既に「井」字が明記されている。従って、共王代初年に「井」字が導入・普及したものと考えられる。

44) 冊命型儀礼の定義については、拙稿 2015 (注 36) 参照。

45) 【表Ⅲ】(9) の諸例参照。榮伯は、1,3～7,12,13 で右者を務めており、10,11 で執政団の構成員となっている。

46) 【表Ⅲ】(1) の諸例参照。井伯は、2～4,6～11,14 で右者を務めており、5,13 で執政団の構成員となっている。井叔は、17～19 で右者を務めている。

47) 【表Ⅳ】(1) 23 で定伯、45 で液伯、46 で𣪠伯、120,122 で単伯が右者を務めており、22,24 で定伯、25,26 で𣪠伯、121 で単伯が執政団の構成員となっている。

48) 【表Ⅲ】(3) 2 参照。

49) 【表Ⅲ】(2) 6 で𣪠仲、17 で𣪠叔が右者を務めている。

50) 【表Ⅲ】(27) 4 で遣仲が執政団の構成員となっており、(5) 2 で謙叔、(4) 2 で畢叔が右者を務めている。

51) 【表Ⅳ】(3) 13～15 で密叔、(2) 13 で同仲、21 で備仲、(4) 8,9 で𣪠季が右者を務めている。

52) 【表Ⅲ】(6) 1,3、(3) 1,4,6 参照。

53) 【表Ⅲ】(44) 1 で楚伯は王朝からの討伐の主敵となっており、また (43) 1 では鄧伯、【表Ⅳ】(1) 99 では息伯、100,101 では夷伯が王朝からの主な安撫対象となっている。各々、宗主的地位に就いていたがためであると考えられる。

54) 【表Ⅲ】(2) 7,9 及び 29 参照。

55) 【表Ⅲ】(1) 15,23 参照。

56) 新分族の遷住地が軍事的要地であったと見られる点については、拙稿 2008 (注 100) 参照。

57) 【表Ⅲ】(1) 24～27、(2) 12,13 参照。

58) 【表Ⅲ】(2) 26,31～33,35～41 は𣪠季氏、8,10,11 は𣪠仲氏の銘器で、いずれも上村嶺出土。

59) 【表Ⅲ】(43) 2～4,6 参照。

60) 弭氏の銘器の出土地は、陝西省藍田県に集中しており、また弭氏の勢力圏は陝西省宝鶏市附近に所在したものと見られる。

61) 夷王代から宣王代にかけて、応侯見工や晋侯蘇に対し冊命型儀礼が行われている〔応侯見工鐘銘(中後期〔107—108〕、Ⅲ)、〔『近二』(中期〔9—10〕)、晋侯蘇鐘銘〔『近』(後期〔35—50〕))]〕。

62) 同時代の金文史料では、中山王𣪠方壺銘(戦国後期〔9735〕)で中山王𣪠が相邦の𣪠を「仲父」称谓している例がある。

【参考文献一覧】

〔青銅器銘・青銅器図像著録等拓本・図像集〕〈及び略称〉

◇林巳奈夫「殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的変遷」(東洋学報〈京都〉35、1983)、『殷周時代青銅器の研究—殷周時代青銅器総覧 1—』(吉川弘文館、1984)《略称：『研究』》

◇中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』(中華書局、1984～1994)《略称：『集成』》

◇劉雨、盧岩『近出殷周金文集録』(中華書局、2002)《略称：『近』》

◇劉雨、嚴志斌『近出殷周金文集録二編』(中華書局、2010)《略称：『近二』》

◇呉鎮烽『商周青銅器銘文暨図像集成』(上海古籍出版社、2012)《略称：『呉』》

◇郭沫若主編『甲骨文合集』（中華書局、1982）《略称：『合集』》

[論考：中文]

- 韓巍「讀《首陽吉金》瑣記六則」〔朱鳳瀚主編『新出金文與西周歷史』（上海古籍出版社、2011）所収〕
- 吳鎮烽「金文人名研究」〔周秦文化研究編集会編『周秦文化研究』（陝西人民出版社、1998）所収〕
- 朱鳳瀚「關於西周封国君主称谓的幾点認識」〔陝西省考古研究院・上海博物館編『兩周封国論衡』（上海古籍出版社、2014）所収〕
- 徐錫台『周原甲骨文綜述』（三秦出版社、1987）
- 北京大学考古学系・山西省考古研究所「1992 年春天馬一曲村遺址墓葬發掘報告」（文物 1993—3）
 同上「天馬一曲村遺址北趙晋侯墓地第二次發掘」（文物 1994—1）〔北京 1994—a〕
 同上「天馬一曲村遺址北趙晋侯墓地第三次發掘」（文物 1994—8）〔北京 1994—b〕
 同上「天馬一曲村遺址北趙晋侯墓地第四次發掘」（文物 1994—8）〔北京 1994—c〕
 同上「天馬一曲村遺址北趙晋侯墓地第五次發掘」（文物 1995—7）
- 北京大学考古文博院・山西省考古研究所「天馬一曲村遺址北趙晋侯墓地第六次發掘」（文物 2001—8）
- 李学勤「先秦人名的几个問題」（歷史研究 1991—5）

[論考：日文]

- 落合淳思『殷代史研究』（朋友書店、2012）
- 谷秀樹「西周代内外諸侯關係考」（立命館文学 606、2008）
 同上「西周代陝東出自者「周化」考」（立命館文学 617、2010）
 同上「周王の所在地の変遷について」（立命館文学 637、2014）
 同上「西周代姬姓諸侯考」（立命館文学 642、2015）
- 松井嘉徳『周代国制の研究』（汲古書院、2002）
- 吉本道雅「西周紀年考」（立命館文学 586、2004）
 同上『中国先秦史の研究』（京都大学出版会、2005）

（本学文学部非常勤講師）